

役員等の報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいち（以下、「法人」という。）の顧問、理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等のうち、常勤の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬額（年俸額）は次の通りとし、上限額を超えて支給する場合は、理事会の承認を得て支給額を決定し支給する。

(1) 理事長 前年度事業活動収入×3%以内（上限額は3,000万円とする）

(2) 常務理事 上限額は1,500万円とし、その範囲内で理事長が定める額

3 前項の規定にかかわらず、法人職員と兼務する理事への報酬額は次の通りとする。

(1) 理事長 月額100,000円

(2) 理事長以外の理事 月額 20,000円

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、当月末日に締め切り、翌月28日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行（宿泊をともなう1日を単位とした旅行）したときは、その都度費用を弁償する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて交通費の実費額とする。

3 役員等が、理事会、評議会またはその他の会議に出席した際、あるいは旅行した際には、その都度日当を定款で定めた範囲で支給するものとし、源泉所得税額を控除した額をその都度現金にて支払うものとする。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

4 日当は次のとおりとする。

(1) 非常勤理事 1回につき 10,000円

(2) 監事 1回につき 10,000円

(3) 評議員 1回につき 10,000円

附則 この規程は、令和3年6月26日より施行する。